

千葉大学授業料免除選考基準

・千葉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（第8条）

・ 経済的理由等による免除

免除の対象者	次の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合
	1. 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 2. 授業料の納期前6月（入学者は入学前1年）以内において、学資負担者が死亡した場合、 又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

※学部においては、原則修学支援新制度により免除を実施する。

※入学料免除においても、原則授業料免除と同様の基準で判定する。

免除選考基準

学 力 基 準	学部	大学院及び専門職学位課程								
	<1年次> 入学試験の合格をもって適格とみなす。 <2年次以上> 標準修得単位数を修得し、学業成績の評語「秀」「優」を3.0、「良」を2.0、「可」を1.0とし、取得科目の平均値が <u>2.0以上</u> （母子家庭、生活保護世帯等は平均値 1.9以上）	<1年次> 入学試験の合格をもって適格とみなす。 <2年次以上> 標準修得単位数を修得し、学業成績の評語「秀」「優」を3.0、「良」を2.0、「可」を1.0とし、取得科目の平均値が <u>2.0以上</u> （母子家庭、生活保護世帯等は平均値が 1.9以上） ※博士課程（博士後期課程・後期3年博士課程・4年博士課程）及び専門法務研究科においては、上記に満たない場合も適格とする場合がある。								
家 計 基 準	(1) 家族の1年間の総収入金額より総所得金額を計算									
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">総所得金額</td> <td style="padding: 5px;">= (</td> <td style="padding: 5px;">総収入金額</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">必要経費</td> <td style="padding: 5px;">)</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">特別控除額</td> </tr> </table>		総所得金額	= (総収入金額	-	必要経費)	-	特別控除額
	総所得金額	= (総収入金額	-	必要経費)	-	特別控除額		
①必要経費の控除 ○給与所得の場合は 右の計算式より必要経費の控除を行う ○給与以外の所得（事業所得） そのままの金額（必要経費はゼロ）	（必要経費の控除） 収入金額が ・104万円以下：収入金額と同額 ・104万円を超え200万円以下：収入金額×0.2+83万円 ・200万円を超え653万円以下：収入金額×0.3+62万円 ・653万円を超えるもの：258万円 の金額を控除する									
②特別控除（世帯を対象とする控除） ・母子・父子世帯控除 ・就学者控除 ・障害者控除 ・長期療養者控除など	（本人を対象とする控除） ・自宅通学 ・自宅外通学									

	<p>(2) 収入基準額より家計評価額を計算</p> $\boxed{\text{家計評価額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額 (全額免除、半額免除)}}$ <p>全額免除の家計評価額 (全免評価額) 及び半額免除の家計評価額 (半免評価額) を算出</p>
	<p>(3) 家計評価額がマイナス及びゼロの者が適格者となる。</p>

免除の選考	
学部、大学院及び専門職学位課程	
<p>① 適格者のうち家計評価額の低い順に順位付けを行い、当該年度における授業料免除予算の範囲内で全額免除もしくは半額免除の対象者とする。</p> <p>※上記順位付けの際、適格者全員に授業料免除を実施できない場合は、生活・家計状況や学力、入試順位等を考慮し、総合的に判定を行う場合がある。</p> <p>※専門法務研究科の授業料免除においては、半額免除のみ対象者とする。</p>	
<p>② 学生支援センター生活・経済支援部で上記順位付けについて確認し、承認を得る。</p>	
<p>③ 結果を学生に通知する。</p>	

収入基準額票**【学部】**

世帯人数	全額免除	半額免除
1人	880,000円	1,670,000円
2人	1,400,000円	2,660,000円
3人	1,620,000円	3,060,000円
4人	1,750,000円	3,340,000円
5人	1,890,000円	3,600,000円
6人	1,990,000円	3,780,000円
7人	2,070,000円	3,950,000円

世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに全額免除は80,000円、半額免除は170,000円をそれぞれ世帯人数7人の収入基準額に加算する。

【修士課程（修士課程・博士前期課程・専門職学位課程）】

世帯人数	全額免除	半額免除
1人	960,000円	1,820,000円
2人	1,520,000円	2,900,000円
3人	1,770,000円	3,340,000円
4人	1,920,000円	3,640,000円
5人	2,080,000円	3,930,000円
6人	2,170,000円	4,120,000円
7人	2,260,000円	4,320,000円

世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに全額免除は90,000円、半額免除は200,000円をそれぞれ世帯人数7人の収入基準額に加算する。

【博士課程（博士後期課程・後期3年博士課程・4年博士課程）】

世帯人数	全額免除	半額免除
1人	1,320,000円	2,540,000円
2人	2,120,000円	4,040,000円
3人	2,450,000円	4,670,000円
4人	2,660,000円	5,070,000円
5人	2,880,000円	5,480,000円
6人	3,020,000円	5,740,000円
7人	3,150,000円	6,020,000円

世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに全額免除は130,000円、半額免除は280,000円をそれぞれ世帯人数7人の収入基準額に加算する。

特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を対象とする控除	①母子・父子世帯であること。		490,000円	
	②就学者のいる世帯であること。	小学校児童 1 人につき		80,000円
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒 1 人につき		160,000円
		国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒 1 人につき	自宅通学	280,000円
			自宅外通学	470,000円
		私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒 1 人につき	自宅通学	410,000円
			自宅外通学	600,000円
		国・公立高等専門学校学生 1 人につき	自宅通学	360,000円
			自宅外通学	550,000円
		私立高等専門学校学生 1 人につき	自宅通学	600,000円
			自宅外通学	800,000円
		国・公立大学学生 1 人につき	自宅通学	590,000円
			自宅外通学	1,020,000円
		私立大学学生 1 人につき	自宅通学	1,010,000円
			自宅外通学	1,440,000円
		国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学	170,000円
自宅外通学	270,000円			
私立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学	370,000円		
	自宅外通学	460,000円		
国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学	220,000円		
	自宅外通学	620,000円		
私立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学	720,000円		
	自宅外通学	1,120,000円		
③障害者のいる世帯であること。	障害者 1 人につき		860,000円	
④長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。			
⑤主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出をしている金額。ただし、710,000円を限度とする。			

	⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。																																
	⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき380,000円。 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。																																
B 本人を対象とする控除		<p>(高等学校及び中等教育学校の後期課程)</p> <table border="0"> <tr> <td>自宅通学</td> <td>190,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>380,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>(高等専門学校)</td> <td></td> <td>(大学・大学院・短大)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅通学</td> <td>210,000円</td> <td>自宅通学</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>420,000円</td> <td>自宅外通学</td> <td>720,000円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>(専修学校専門課程)</td> <td></td> <td>(専修学校高等課程)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅通学</td> <td>200,000円</td> <td>自宅通学</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>600,000円</td> <td>自宅外通学</td> <td>230,000円</td> </tr> </table>	自宅通学	190,000円			自宅外通学	380,000円			(高等専門学校)		(大学・大学院・短大)		自宅通学	210,000円	自宅通学	280,000円	自宅外通学	420,000円	自宅外通学	720,000円	(専修学校専門課程)		(専修学校高等課程)		自宅通学	200,000円	自宅通学	120,000円	自宅外通学	600,000円	自宅外通学	230,000円
自宅通学	190,000円																																	
自宅外通学	380,000円																																	
(高等専門学校)		(大学・大学院・短大)																																
自宅通学	210,000円	自宅通学	280,000円																															
自宅外通学	420,000円	自宅外通学	720,000円																															
(専修学校専門課程)		(専修学校高等課程)																																
自宅通学	200,000円	自宅通学	120,000円																															
自宅外通学	600,000円	自宅外通学	230,000円																															

備考 A欄の「②就学者のいる世帯であること」について

1. 申請者本人分は含めない。
2. 申請者の兄弟等が国立学校において授業料の**全額免除**を受けている場合の控除額は、A欄による控除額ではなく、B欄の額と同額とする。
3. 申請者の兄弟等が国立学校において授業料の**半額免除**を受けている場合の控除額は、B欄の額に免除後の授業料納入金額を合計した額とする。ただし、その合計額がA欄による控除額を超える場合は、A欄の額と同額とする。